



# 筑紫女学園大学リポジット

ドイツの公的年金保険における子育て支援：  
育児期間（KiEZ）と子育て配慮期間（KiBüZ）を中心

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2024-10-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斐, 海善 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000025">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000025</a>

ドイツの公的年金保険における子育て支援：  
育児期間(KiEZ)と子育て配慮期間(KiBüZ)を中心に

裴 海 善

Child-Rearing Support in German Public Pension Insurance:  
Focusing on the Child-Rearing Periods and the Consideration Periods for Child-Rearing

Haesun BAE

筑紫女学園大学  
人間文化研究所年報

第34号  
2023年

ANNUAL REPORT  
of  
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE  
Chikushi Jogakuen University  
No. 34  
2023

# ドイツの公的年金保険における子育て支援： 育児期間(KiEZ)と子育て配慮期間(KiBüZ)を中心に

裴 海 善

Child-Rearing Support in German Public Pension Insurance:  
Focusing on the Child-Rearing Periods and the Consideration Periods for Child-Rearing

Haesun BAE

## はじめに

子育て期の女性は仕事を続けるのが困難であるため、仕事をやめるか、または仕事と子育ての両立のため、労働時間を短縮し非正規として働く傾向があることから、公的年金の女性の被保険者期間は男性より短く、老齢年金受給額も男性より少ない<sup>1)</sup>。ドイツの公的年金保険は133年の歴史の中で、女性の年金権を強化しながら、子育て期の女性の年金受給権を確保するための制度を導入してきた。

本稿では、ドイツの公的年金制度における子育て支援制度として、1986年に導入した母親年金(Mütterrente)、1992年に導入した育児期間(KiEZ: Kindererziehungszeiten)と子育て配慮期間(KiBüZ: Kinderberücksichtigungszeiten)に焦点を置き、制度導入の背景、内容と特徴、共通点と違い、女性の老後の年金額に及ぼす効果および抱えている課題を確認する。

## 1. 公的年金における女性の年金権と子育て支援制度の歩み

### 1) 1989年帝国年金法制定から1990年まで

#### ①帝国保険法制定—寡婦年金導入

1889年6月22日、帝国議会で「障害保険と老齢保険に関する法」が可決され、同法に基づき、1891年1月1日、満16歳以上のすべての男女生産職労働者と低所得事務職労働者を対象に生産職労働者年金保険が施行された。法施行から数年が経つと、被保険者の遺族年金が含まれていない

等、法律における不備が明らかになった。1911年に「帝国保険法」制定（1912年施行）により、生産職労働者年金保険が改正され遺族年金が導入されたが、「障害が証明できる寡婦のみ」が対象であった。一方、1911年7月制定された「事務職労働者保険法」（1913年施行）には、「無条件の寡婦年金」（寡婦は障害を証明する必要なし）が導入され、受給要件も生産職に比べてよかった（DRVB, 2019:15-16）。

#### ②ドイツ連邦共和国樹立後(1949年)の寡婦(夫)年金の取り扱い

第二次世界大戦後、ドイツは東西に分かれ、西地域では1949年5月ドイツ連邦共和国（BRD）が樹立された。当時の旧西ドイツでの公的年金保険は家庭における典型的な性別役割分担意識に基づき、夫が家庭の唯一の稼ぎ手である「男性稼ぎ型モデル」を想定し、夫が死亡した場合は遺族の妻（Witwe）には夫の年金保険から寡婦年金が支給された。この点で、女性には独自の老後の備えは必要なかった。なお、1967年までは、女性は結婚する際に、結婚前に納付した年金保険料を払い戻すことができた。これは、女性は結婚してからは母親として育児と家事を担うことになり、それに伴う母親の失業と生計維持を想定したからである。一方、妻をなくした夫（Witwer）は、死亡した妻が家族の生計費のほとんどを負担した場合に限って寡夫年金の受給権が与えられた（WD, 2021: 4）。

#### ③年金改革1972—任意加入者制度導入

1967年、国連総会で「女性差別撤廃宣言」が採択された。引き続き、国連で1975年を「国際女性年」として宣言され、その後の10年を女性の地位向上の目標を達成するための行動への指針を与える「国連女性の10年」（1976～85年）が採択された。ドイツでも、1970年代に入ってから、家族と女性政策改革を求める雰囲気が高まり、これは公的年金にも影響を及ぼした。

当時、多くの女性は人生の大部分を専業主婦として無償労働に従事していたため、年金保険の保険料納付期間が短く、年金受給権を持つ女性が少なかったため、1970年の女性の平均老齢年金は男性の約3分の1にすぎなかった。1972年10月の「年金改革」により、低所得層の年金権強化、女性の構造的不利益撤廃への法改正が行われ、自営業者と非就業女性は公的年金に「任意加入者」として加入できるようになった（DRVB, 2019:56-58）。

#### ④年金法改正(1976年)—離婚後の年金均等化導入

女性の雇用増加に伴い、寡婦と寡夫の不平等な扱いはもはや維持できなくなり、女性の老後に備えての独自の老後保障の確立が求められた。1975年3月12日、連邦憲法裁判所の決定により、憲法に基づくより適切な解決策を模索することが立法府に義務付けられ、1976年の年金法改正（1977年7月1日施行）により、離婚した人の老齢年金が根本的に再編成された（WD, 2021: 4）。離婚後の年金分割として「年金均等化」（Versorgungsausgleich nach Ehescheidung）が導入され、婚姻期間中に取得した老齢年金権は、離婚後、両方の配偶者の間で分割できるようになった。当時、離婚した女性は、自らの就業からはわずかな年金しか受給できなかったため、年金均等化によって女性の老後保障は大幅に改善された（DRVB, 2019:56-58）。

### ⑤遺族年金と養育年金法(1986年施行)－寡夫年金改正と母親年金導入(Mütterrente)

旧西ドイツでは、長年の労働社会大臣であるブリューム (Norbert Blüm : 1982年から1998年まで16年間の労働・社会大臣) の下で、1985年7月11日、「遺族年金の再編と育児期間の認定に関する法律」(HEZG : Hinterbliebenenrenten und Erziehungszeiten Gesetz) が制定された。

同法に基づき、公的年金に「育児期間」(Kindererziehungszeiten) が導入され、1986年1月1日からの年金受給者(1921年1月1日以後生まれ) から、子供の出生月後から1年間の育児期間が一人の親の強制保険料期間(Pflichtbeitragszeiten) として認められた。育児期間の受給者は主に母親なので、母親年金(Mütterrente) と呼称される。育児期間が強制保険料期間として認定されたことにより、女性の家庭内の育児と家事が家庭の外での有償労働と平等に評価され、女性の老後保障の改善につながった(WD, 2021: 5)。

## 2) 東西ドイツの年金制度統合(1991年)から現在まで

### ①年金改革1992－育児期間(KiEZ)と配慮期間(KiBüZ)の導入

1992年1月施行の年金改革法(Rentenreformgesetz : RRG1992) における重要な点は、育児期間が「1992年1月1日以後生まれの子供」を対象に、「1年から3年」へと拡大され、強制保険料期間として認められたことである(KiEZ : Kindererziehungszeiten)。当時は幼い子供を就学前の保育施設に預けることがまだ一般的な選択肢ではなかったため、子供を養育する親の社会保障を確保することを目的とした(WD, 2021: 6)。しかし、1992年前に生まれた子供の育児期間(母親年金 : Mütterrente) は1986年の導入当時の「1年」がそのまま適用された。1992年の年金改革法により、もう一つの子育て支援として、年金法的期間として、子育て配慮期間(KiBüZ : Kinderberücksichtigungszeiten) と介護配慮期間(PflegeBüZ : Pflegeberücksichtigungszeiten) が導入された(SGB VI, § 57)。

### ②子育て配慮期間(KiBüZ)の年金額へ評価(2002年施行)

年金保険における新しい子育て支援給付金制度として、「1992年以後の子育て配慮期間」(KiBüZ) については条件を満たす場合、年金額が増額されるようになった。待機期間(Wartezeit : 年金受給資格期間) が「25年以上」の被保険者が対象で、「配慮期間中に被保険者の平均年収以下で就業した保険料期間」、または「就業していなくても10歳未満の2人以上の子供を同時に養育した期間」には、月報酬点数「0.0278EP」が加算される(DRVB, 2019: 75)。

### ③2001年遺族年規定改正－寡婦年金の縮小・夫婦の年金分割制度(2002年施行)

2002年に遺族年金権の改正案が施行され、遺族年金の寡婦(夫)年金の受給額が縮小され、遺族の追加所得に関する規定が変更された<sup>2)</sup>。小寡婦(夫)年金受給期間が無期限から2年間に短縮され(旧法の適用対象者は無期限)、大寡婦(夫)年金の受給額は死亡した配偶者の老齢年金の60%から55%へと引き下げられた(旧法適用対象者は60%)。

また、夫婦間の年金受給権分割制度(Rentensplitting) が導入された。離婚した人の「年金均等化」(Versorgungsausgleich : 離婚時の年金分割) とは別途、離婚していなくても夫婦の申請

〈図表1〉公的年金制度における女性の年金権と子育て支援制度の歩み

年度	主な内容
1889	◎ <b>障害保険と老齢保険に関する法</b> ：「生産職労働者年金保険」（1891年1月1日施行） ・満16歳以上の男女生産職労働者と低所得事務職労働者が対象
1911	◎ <b>帝国保険法</b> （→1991年「社会法典第6巻」に入れ替え） ・生産職労働者年金保険に「遺族年金」導入（対象：障害が証明できる寡婦のみ） ・事務職労働者保険法（1913年施行）に「無条件の寡婦年金」導入（寡婦は障害を証明する必要なし）
1972	【 <b>任意加入者制度</b> 】（主に自営業者及び専業主婦が対象）
1976	【 <b>離婚後の「年金均等化」</b> 】（Versorgungsausgleich nach Ehescheidung）
1986	◎ <b>HEZG：遺族年金の再編と育児期間の認定に関する法律</b> （1986年1月施行） 【 <b>遺族年金の再編</b> 】寡婦年金と寡夫年金の平等な取り扱い 【 <b>育児期間</b> 】（Kindererziehungszeiten）（呼称、母親年金：Mütterrente） ・1921年以後生まれの親→「1年間」の強制保険料期間（1986年1月以後年金受給者（65歳）から支給） ・1921年前に生まれた親→育児給付金法（KLG）を制定し、1987年10月1日から「特別給付金」を支給
1991	【 <b>社会法典第6巻（SGB VI）</b> 】（1992年1月1日施行） ・1990年10月3日に東西ドイツは統一→1991年、東西ドイツの年金制度は「社会法典第6巻」に統合
1992	◎ <b>年金改革1992</b> （1989年11月可決、1992年1月施行） 【 <b>育児期間</b> 】（強制保険料期間：Pflichtbeitragszeiten） ・1992年1月以後生まれ子（KiEZ: Kindererziehungszeiten）：1年→3年間 ・1992年前に生まれた子（母親年金：Mütterrente）：1年 ・育児期間の年金額：すべての被保険者の平均収入の最低75%（0.75EP）一律適用 【 <b>配慮期間</b> 】（Berücksichtigungszeiten） ・一般年金保険の特別な年金の請求に必要な待機期間に合算される：35年長期被保険者年金、45年特別長期被保険者年金、重度障害者年金、等 ・子育て配慮期間（KiBüZ）：子供の出生年度とは関係ない。満10歳未満の子の子育て期間（複数の子供の同時養育期間は延長しない）。 ・介護配慮期間（PflegeBüZ）：1992年1月1日から1995年3月31日まで有効→1995年4月1日からの「介護保険制度」の実施により「廃止」
1999	◎ <b>年金改革1999</b> （Rentenreformgesetz1999）（1997年12月16日制定） ・育児期間の報酬点数の引上げ：1998年7月以降、従来の被保険者平均収入の75%から100%へ ・「公的年金保険への追加連邦補助金の財政調達法」により「追加連邦補助金」導入：育児期間の保険料は連邦分担金で支給
2002	【 <b>子育て配慮期間（KiBüZ）の報酬点数</b> 】（2002年1月施行） ・対象：「待機期間25年以上」「1992年以後の子育て配慮期間」 ・配慮期間中の就業期間、複数の子供の同時養育期間は状況に応じて「0.0278EP」加算 【 <b>夫婦の婚姻期間中の年金分割</b> 】（Rentensplitting）（2002年1月1日施行） ・対象：2002年1月1日以後に結婚した夫婦（年金分割を選択すると寡婦年金の請求権は消滅） ・条件：①配偶者生存時の申請：夫婦共に少なくとも25年間の年金期間がある場合にのみ ②配偶者死亡後の申請：生存した一人の配偶者の年金期間が25年以上
2014	◎ <b>年金給付金改善法</b> （RV-Leistungsverbesserungsgesetz）（2014年6月23日制定、同年7月1日施行） ・1992年前に生まれた子供の育児期間（母親年金：Mütterrente I）：1年→2年
2017	【 <b>同性結婚の合法化</b> 】（2016年可決、2017年10月1日施行） ・2017年10月以後：同性結婚の合法化（登録パートナーシップ）により、同性パートナーの遺族年金の受給条件も異性夫婦の配偶者と同じ扱い。 ・2017年10日以前の同性カップルは登録パートナーシップに転換すれば、同じ受給権が取得可能
2019	◎ <b>年金給付金改善と安定化法</b> （RV-Leistungsverbesserungs und Stabilisierungsgesetz）（2018年11月28日制定、2019年1月1日施行） ・1992年前に生まれた子供の育児期間（母親年金：Mütterrente II）：2年→2年6か月
2021	◎ <b>基礎年金法</b> （GruReG：Grundrentengesetz）（2020年7月制定、2021年1月1日施行）

出典：筆者作成

があれば、配偶者が年金受給開始の際、婚姻期間中に取得した年金受給権の均等分割ができるようになった。ただし、年金分割を選択すると、寡婦(夫)年金は受給できない (DRVB, 2019:74-75)。

#### ④年金給付金改善法(2014年)－母親年金 I (Mütterrente I)

2014年6月23日、「年金給付金改善法」(RV-Leistungsverbesserungsgesetz)が制定され、2014年7月1日から、「1992年1月前生まれの子供」の育児期間は「1年から2年」へと拡大された(母親年金 I : Mütterrente I)。

#### ⑤同性結婚の合法化と寡婦年金(2017年)

2017年6月30日、同性結婚の合法化がドイツ連邦議会で可決され、2017年10月1日から施行された(オランダは2001年、フランスは2013年から合法化)。法制定前は、同性カップルは市民婚しか認められなかったが、2017年10月からは、「登録パートナーシップ」(Eingetragene Lebenspartnerschaften)となり、同性パートナーも年金法の観点から異性間結婚の配偶者と同じく取り扱われるようになった。合法化前の既存のパートナーシップは引き続き有効であるが、同性カップルの共同宣言により「結婚」に変えることができる。同性結婚のパートナーも、異性間結婚夫婦と同じく、パートナーが死亡した場合に寡婦(夫)年金の受給権がある(DRVB:Nr. 202, 2022:5)。

#### ⑥年金給付金改善と安定化法(2019年)－母親年金 II (Mütterrente II)

2018年11月28日、「年金給付金改善と安定化法」(RV-Leistungsverbesserungs und Stabilisierungsgesetz)制定により、2019年1月1日から「1992年1月前に生まれの子供」の育児期間が「2年から2年6か月」(母親年金 II : Mütterrente II)へとさらに拡大され(SGB VI : § 249-1)、1992年以後に生まれた子供を対象とする育児期間(KiEZ)「3年」との差が緩和された。

#### ⑦基礎年金法(2020年)

2020年7月基礎年金法(GruReG: Grundrentengesetz)が制定され(2021年1月1日施行)、基礎年金期間(Grundrentenzeiten: 強制保険である年金保険の加入期間)が「33年以上」で、「平均賃金の30%以上80%未満」で働いた期間には基礎年金手当(Grundrentenzuschlag)(呼称、基礎年金)が加算される。基礎年金期間には育児期間(KiEZ)と子育て配慮期間(KiBüZ)も含まれる。連邦労働省の推計によると、2022年、約2,600万の公的年金受給件数の中で、約4.2%に相当する約110万件の年金受給者に基礎年金手当が上乘せられるが、手当受給資格者の約70%が女性である(DRVB, Nr. 210:2023)。

## 2. 育児期間 (Kindererziehungszeiten)

### 1) 育児期間(KiEZ)－1992年以後生まれの子供

「年金改革1992」(1992年1月施行)に基づき、「1992年1月以後に生まれの子供」の育児期間(KiEZ: Kindererziehungszeiten)は子供一人当たり「3年」となった。育児期間は、「子供を



養育した一人の親」に割り当てられるが<sup>3</sup>、「育児がドイツ連邦共和国の領土、またはそれと同等な地域で行われる<sup>3)</sup>」「一人の親が年金額算定から排除されない<sup>4)</sup>」条件が必要である（SGB VI § 56-1）。子供を養育する親は、生物学的父母、養父母、継父母、里親が対象となるが、一般的に母親が対象である。育児期間中の親が亡くなった場合は、残りの育児時間は、生存した親に割り当てられる。

育児期間は年金保険の「強制保険料期間」であるので、育児のために有給労働が不可能または困難である母親に老齢年金の請求権を与える効果がある。育児期間は子供一人当たり3年で、複数の子供の同時養育期間は延長される（SGB VI § 56-5）。例えば、1992年以降に双子が生まれた場合は育児期間6年が認められる。標準老齢年金を受給するためには待機期間（Wartezeit）「5年」が必要であるが、二人の子供を養育すれば、育児期間が5年を超え、自ら年金保険料を納めなくても、標準老齢年金の受給権が得られる。一人の子供を養育した場合は、足りない2年間の加入期間は、任意加入する必要がある<sup>5)</sup>。

## 2) 育児期間(母親年金)－1992年前生まれの子供

育児期間は、子供の生まれが1992年の前後によって評価期間が異なり、特に1992年前生まれの子供の育児期間は「母親年金」(Mütterrente) と呼称される。母親年金という用語は、2013年の連邦議会総選挙戦の政治的キャッチフレーズで、育児期間に起因する年金受給権は主に子供を養育する母親に割り当てられたので母親年金と呼称される。母親年金は1986年導入当時の年金受給者に「1年」を適用したが、2014年7月からの年金受給者には「2年」(母親年金I)、2019年1月1日以後は「2年6か月」(母親年金II)へと拡大された（SGB VI § 249）。

### ①母親年金(Mütterrente)(1986年1月～2014年6月30日)

母親年金は、1986年1月1日施行当時は、1986年からの年金受給者(65歳：1921年以後生まれ)を対象に、一人の親に(主に母親)に「1年間」の育児期間を強制保険料期間として割り当てた。年金額計算では、「被保険者全体の平均賃金の75%」で雇われ保険料を納付したことから、報酬点数に評価された(1999年の年金改革により100%へと引き上げ)。

### ②母親年金I(Mütterrente I)(2014年7月～2018年12月)

2014年5月制定(同年7月1日施行)の「年金給付改善法」(RV-Leistungsverbesserungsgesetz)に基づき、1992年前に生まれた子供の育児期間は、2014年7月から「1年から2年」へと拡大された(Mütterrente I)。同法の特別規定(SGB VI § 307d)に基づき、1992年前に生まれた子供の育児期間は実際の養育と関係なく、2年間の育児期間の報酬点数(PE)が一括して割り当てられた。これは、2014年6月30日時点ですでに年金を受給している受給者と1992年前に生まれた子供の育児期間の12か月が年金口座(Rentenkonto)にある場合に適用される(DRVB, 2019:82)。

### ③母親年金II(Mütterrente II)(2019年1月以後)

2018年11月、「公的年金の給付改善と安定化法」(RV-Leistungsverbesserungs-und-Stabilisie-



rungsgesetz) が可決され (2019年1月施行)、2019年1月1日からの年金受給者から、1992年前に生まれた子の育児期間が2年間から2.5年(30か月)へとさらに拡大された(Mütterrente II)。管理を簡素化するために、1992年前の育児期間のある約900万人の既存の年金に対して定額の特別規定が制定された。2019年1月前にすでに年金支給が始まった全国約970万人の母親と父親については、次年度半ばまでに年金の追加分の支給が行われた(SGB VI § 249)。

### 3) 育児期間の年金増額

#### (1) 育児期間の報酬点数の上限

育児期間の年金額は標準老齢年金の受給年齢(親の出生年度によって65~67歳)に達する6か月前から申請することができる。管轄の保険機関に家族登録簿または子供の出生証明書の提出により申請することになり、申請時には「子育て配慮期間」(KiBüZ)と一緒に申請する必要がある。母親が受給者である場合は、自動的に支給されるので特別に申請する必要はない。育児期間を請求するのが養父母および里親である場合は年金保険機関に申請する必要がある(DRVB, 2019:70)。また、両親が子供を共同で養育し、育児期間を分割する場合は、年金機関に「意見同意申告書」を提出する必要がある(SGB VI § 56-2, DRV B, Nr. 121:2018)。

公的年金保険の年金月額、主に被保険者の保険料納付済み期間の賃金と収入に基づく「被保険者の報酬点数」(EP: Entgeltpunkt)、「年金種別係数」(RAF: Rentenartfaktor)、「年金現在価値」(AR: aktuelle Rentenwert)を乗算して決められる。年金現在価値(AR)は、暦年の平均所得に基づいた保険料が支払われた場合の老齢年金の月額に相当する金額で、2022年7月1日時点の年金現在価値は、旧西ドイツ36.02ユーロ、旧東ドイツ35.52ユーロである。なお、被保険者個人の報酬点数(EP)は、「年金受給年齢係数(ZF)×報酬点数合計(SEP)」により決まる(SGB VI § 64-68)。

育児期間の年金額の算定は、子供の出生月後から始まり、1992年前生まれであれば30か月後、1992年以後生まれであれば36か月後に終了する。育児期間中に子供が死亡した場合、または子供の養子縁組が終了した場合は、育児期間はその日で終了する。育児期間は保険料評価の根拠がないため、1986年制度施行当時は育児期間の年金額は被保険者の平均収入の75%(0.75EP)で評価された。年金改革1999(RRG1999: Rentenreformgesetz)により、2000年7月1日からは平均収入の100%(1EP)へと引き上げられ、年金月額計算において、育児期間の各月には報酬点数「0.0833EP」が一律適用される(SGB VI § 70-2)。これは、1年間の報酬点数「1EP」(0.0833EP×12か月=0.9996)に相当する<sup>6)</sup>。

育児期間の報酬点数は、母親年金にも同じく適用される。また、2014年の年金改革施行前である2014年6月30日まで(Mütterrente)、2019年年金改革施行前である2018年12月31日までに、すでに年金受給者である母親または父親(Mütterrente I)にも2つの延長期間の報酬点数が適用され、2014年7月1日時点で延長された1年間の報酬点数「1」と2019年1月1日時点で延長された6か月分の報酬点数「0.5」(0.0833×6か月)を割り当てて再計算される(SGB VI § 307

〈図表2〉母親年金(MüR)・育児期間(KiEZ)の年金額(子供一人当たり年金額)

- ・例：育児期間中、母親が年金保険加入対象の仕事に従事しない場合
- ・年金現在価値(2022年7月1日～2023年6月30日)：旧西ドイツ「36.02ユーロ」、旧東ドイツ「35.52ユーロ」

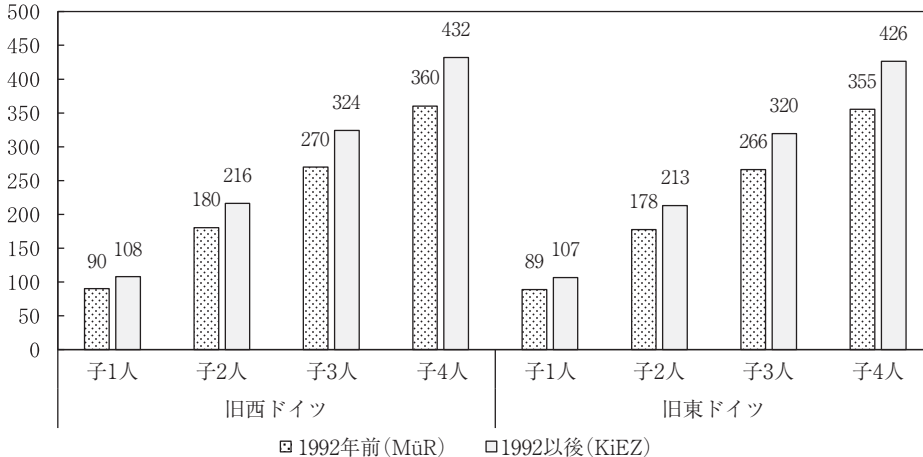
子供の出生年月(育児期間)	報酬点数(EP)	旧西ドイツ	旧東ドイツ
1992年前生まれ(30か月)	2.5EP まで (30×0.0833=2.4990EP)	90.05ユーロ (2.5×1×36.02)	88.80ユーロ (2.5×1×35.52)
1992年以後生まれ(36か月)	3.0EP まで (36×0.0833=2.9988EP)	108.06ユーロ (3×1×36.02)	106.56ユーロ (3×1×35.52)

出典：筆者作成

注：1) 年金額=個人報酬点数(EP)×年金種別係数(RAF)×年金現在価値(AR)、2) 育児期間の報酬点数は月0.0833EP(1年間は1EPに相当)、3) 育児期間中の総収入が平均以上で、一般年金保険の保険料限度額を超えると育児期間による年金増額はない。2023年1月1日からの保険料限度額は、旧西ドイツでは月額7,300ユーロ(年額87,600ユーロ)、旧東ドイツでは月額7,100ユーロである。4) 年金受給者の年金額から健康保険料、介護保険料、税金などが差し引かれる。

〈図表3〉母親年金(MüR)・育児期間(KiEZ)の年金額(子供の数による年金額)

- ・例：①育児期間中、母親が年金保険加入対象の仕事に従事しない、②配慮期間の報酬点数なし
- ・年金現在価値(2022年7月1日～2023年6月30日)：旧西ドイツ「36.02ユーロ」、旧東ドイツ「35.52ユーロ」
- ・個人報酬点数：1992年前生まれ(30か月：2.5EP)、1992年以後生まれ(36か月：3.0EP)



出典：DRV B, Nr. 402 : 2022 : 18を参考に筆者作成

d)。育児期間が6か月延長され、24か月から30か月になると、2022年7月1日の年金現在価値に基づくと、子供1人当、年金額は旧西ドイツでは約18.01ユーロ(90.05ユーロと72.04ユーロの差)、旧東ドイツでは17.76ユーロ(88.8ユーロと71.04ユーロの差)が増加する。

〈図表2〉は、育児期間中、母親が年金保険加入対象の仕事に従事していない場合の子供一人当たり年金額、〈図表3〉は、子供の数による年金額の計算例である。育児期間の年金額の算定は、子供の出生月後から始まり、1992年前生まれであれば30か月後、1992年以後生まれであれば36か月後に終了する。育児期間中に子供が死亡した場合、または子供の養子縁組が終了した場合は、育児期間はその日で終了する。2022年7月1日時点の年金現在価値に基づき、子供が1992年以後生まれの場合、一人の子供の育児期間中の年金額は、旧西ドイツでは108.06ユーロ、旧東ドイツでは106.56ユーロである。この月額から、年金受給者の健康保険料や介護保険料、税金などが差し引かれるため、手取りの金額は少なくなることがほとんどである。

## (2) 育児期間と保険料期間の合計報酬点数の上限

1986年施行の育児期間の年金額への評価は、育児期間中に年金保険加入対象の仕事に従事する母親にはごくわずかしか反映されなかった。この不一致は、1999年の年金改革（RRG1999）により調整され、育児期間中の就業による保険料期間に対しては、一般年金保険の保険料査定限度（BBG：Beitragsbemessungsgrenze）<sup>7)</sup>までに追加算入されるようになった（DRVB 2019:85-86）。育児期間と保険料期間の報酬点数の合計は、「報酬点数の年間上限値（Höchstwerte）」（SGB VI Anlage 2 b）を超えることはできない（SGB VI § 70）。基本的に育児期間と一致する保険料期間を事前に評価し、引き続き同期間の育児期間の評価が当てられる（付加評価：additive Bewertung）。従って、育児期間中に就業による総収入が平均以上で、一般年金保険の保険料査定限度額を超えて働く親の場合、育児期間の暦月「0.0833EP」の一部または全部が削減される。

例えば、子供が1980年12月2日生まれの場合、育児期間は「30か月」（1981年1月1日～1983年6月30日）である。母親が1981年1月12日から1982年12月17日までの期間に、年金保険加入義務がある仕事に従事し、税込み給与は1981年20,857.50DM、1982年37,760.40DMである。育児期間の報酬点数の合計は、各年度の平均報酬額（SGB VI Anlage 1）と各年度の報酬点数の上限値（SGB VI Anlage 2 b）に基づき算出される。

①1981年の保険料納付期間のEPは「0.6750」（給与20,857.50DM÷1981年平均報酬額30,900DM）、1981年の育児期間のEPは「0.9996」（0.0833×12か月）で、合計「1.6746EP」である。これは1981年のEP上限値「1.7087」を超えないため、育児期間のEPは削減されない。②1982年の保険料納付期間のEPは「1.1728」（給与37,760.40DM÷1982年平均報酬額32,198DM）、育児期間のEPは「0.9996」で、合計「2.1724EP」である。これは、1982年のEP上限値「1.7517」を超えるため、育児期間のEP「0.9996」は削減され、「0.5789」となる。従って1982年の合計EPは「1.7517」（1.1728+0.5789）である。③1983年の育児期間のEPは「0.4998」（0.0833×6か月）で、1983年の育児期間中は就業していなかったため、EP最高値を確認する必要はない。

## 4) 育児期間の連邦補助金(1999年施行)

育児期間は年金法上、一般年金保険の強制保険料期間で、その保険料は1998年の「追加連邦補助金」導入により、1999年6月から連邦政府が一般年金保険に一括して納付している。保険料総額は「税込み賃金と給与の推移」「一般年金保険への保険料率」「3歳未満の子供の数の推移」に基づき、毎年補正される（SGB VI § 177）。

連邦政府の育児期間の保険料の一括納付総額は2013年には約116億ユーロであった（年金保険への連邦政府の全体給付額812億ユーロの中）。2014年7月から、1992年1月前に生まれた子供の母親年金が1年から2年に拡大されることと関連して、2014年7月1日以降、連邦政府は毎年約67億ユーロの追加支出を予測した。また、2019年1月からは母親年金が2.5年（30か月）へとさらに拡大され、追加給付金により連邦補助金は2019年から2022年まで毎年4億ユーロずつ高まった（DRVB, 2019:82）。

## 5) 1921年前生まれの母親の育児時間—育児給付金

1986年1月の育児期間の導入当時は、1986年からの年金受給者（1921年以後生まれの母親）を対象にし、1921年前に生まれた母親は対象から排除された。これは、1985年7月に制定された年金法（HEZG：Hinterbliebenenrenten und Erziehungszeiten Gesetz）が発効した時点で、このグループの人々の就業生活は65歳で終了しており、既存の年金権者の年金額の再計算は当初は簡単ではないと考えられたからである。1991年7月25日制定の「年金移行法」（Gesetz zur Herstellung der Rechtseinheit in der gesetzlichen Renten und Unfallversicherung, 略称 RÜG：Renten-Überleitungsgesetz）に基づき、旧東ドイツの被保険者の育児期間は、同じ理由で、1927年以後生まれからのみ考慮された（WD, 2021: 9）。

しかし、1921年前に生まれた母親（呼称、Trümmerfrauen<sup>8)</sup>）の育児期間が年金給付金の対象から排除されたことは世論で激しく批判された。1987年1月25日の連邦選挙後、1987年7月12日に育児給付金法（KLG：Kindererziehungsleistungs-Gesetz）が制定され、1987年10月1日から、1921年前生まれの母親には育児期間1年の年金額に相当する「育児給付額」（Kindererziehungsleistung）が認められた。既存の年金の再計算に時間がかかることを避けるために、保険履歴から算出された年金額に基づき、特別な種類の追加給付として支給されることになった（SGB VI § 294- § 299）。

育児給付金は母親年金と同じく、すべての被保険者の平均収入の75%（0.75EP）が一律適用された。給付金は年金保険に加入していない母親にも適用されたが、「母親のみが対象」であった。これは1921年前生まれの父親は、当時の家庭内での典型的な役割分担モデルに基づき、子育ては引受けなかったため、給付金支給における不利益はなかったからである（WD, 2021: 9）。

これにより、1986年前と1986年以後の年金受給者の育児期間の年金額評価における違いがなくなり、子供一人当たり育児給付金期間は母親年金と同じで、1987年10月からは1年、2014年7月1日からは2年、2019年1月1日から2.5年へと段階的に引き上げられた。

## 3. 配慮期間（Berücksichtigungszeiten）

### 1) 子育て配慮期間の認定条件と認定範囲

#### ① 子育て配慮期間（KiBüZ）と介護配慮期間（PflegeBüZ）

1992年の年金改革で、新しい年金法的期間として「配慮期間」（Berücksichtigungszeiten）が導入された。配慮期間の対象になるのは、「子供の誕生日から満10歳までの子育て期間」（KiBüZ：Kinderberücksichtigungszeiten）と「1992年1月1日から1995年3月31日までの非営利的な介護期間」（PflegeBüZ：Pflegerberücksichtigungszeiten）（SGB VI § 57）で、子育てや介護により年金期間が提示されない空白がある場合、配慮期間によって埋めることができる。

1995年1月1日に介護保険法が施行され、1995年4月1日から非営利活動の介護者は公的年金保険への加入が義務付けられたため（SGB VI § 3 - 1 a）、介護配慮期間（PflegeBüZ）は1992年1

月1日から1995年3月31日までの期間に限られる（Rentenrechtliche Zeiten 2021:139）。

## ②子育て配慮期間(KiBüZ)の認定条件

子育て配慮期間は、「子供の出生年度に関係なく」「子供の誕生日から満10歳まで」である。管轄の保険機関に育児期間(KiEZ)の申請の際、子育て考慮期間(KiBüZ)も一緒に申請することになる。子育て配慮期間は育児期間(KiEZ)の認定条件を満たす「一人の親」に与えられる。即ち、育児期間と配慮期間が重複する期間には育児期間を取得した親に子育て配慮期間が割り当てられるので、配慮期間の認定は育児期間と同じ条件を満たす必要がある（SGB VI § 56, § 249）。

子育て配慮期間の対象になるのは、育児期間と同じく、旧西ドイツでは「1921年以後生まれの親」、1990年5月18日に通常の居住地が旧東ドイツであった場合は「1927年以後生まれの親」である。子育て期間中に満額の老齢年金を受給している親は、算入から排除される。ただし、2017年1月1日以降は、標準老齢年金受給年齢(Regelaltersgrenze)に達した後に限る（Rentenrechtliche Zeiten 2021:140-142）。

## ③子育て配慮期間(KiBüZ)の合算期間

子育て配慮期間(KiBüZ)は、子ども誕生日から始まり満10歳になる日に終わる。子育てが子供の満10歳前に終了した場合（例：子供の死亡、子供の養子縁組など）、配慮期間はその月に終了する。複数の子供を同時に10歳までに養育する場合（例えば、多胎児）、育児期間とは異なり、配慮期間は同時養育の暦月を延長しない。この場合、配慮期間の全期間は、最後に生まれた子供（末子）が満10歳に達した時点で終了する。例えば、双子が1970年4月28日に生まれた場合、育児期間は2倍になるが、配慮期間の場合は同時育児期間が延長することなく、1980年4月27日までである。3人の子供は1992年前生まれなので、子供の養育による育児期間は90か月であるが、配慮期間は、双子が生まれた1970年4月28日から始まり、末子が10歳に達した1985年4月19日で終了する。

## 2) 子育て配慮期間の両親の分割

1992年1月1日以降の子育て配慮時間(KiBüZ)は、全部または一部をもう一方の親に割り当てることが可能である。例えば、複数の子供を同時に養育する際に、配慮期間には重複期間分は延長されないが、配慮期間の全部または一部をもう一方の親に割り当てることができる。但し、

〈図表4〉母親の「育児期間」と「子育て配慮期間」の例

子供	子の出生年度	育児期間	子育て配慮期間
双子	1970年4月28日	1970年5月1日～1972年10月31日 1972年11月1日～1975年4月30日	1970年4月28日～1980年4月27日
子	1975年4月20日	1975年5月1日～1977年10月31日	1975年4月20日～1985年4月19日
		育児期間計：90か月(30か月×3人)	配慮期間計：1970年4月28日 ～1985年4月19日

出典：筆者作成

注：1) 育児期間は、①1992年前生まれは子一人当たり30か月(2.5年)、②1992年以後生まれは子一人当たり36か月(3年)。2) 複数の子を同時に養育する場合、育児期間は子一人ずつ延長して割り当てられるが、配慮期間(KiBüZ)は延長できない。3) 子育てが1992年前なので、配慮期間の報酬点数「0.0278」は対象外である。



育児期間と配慮期間は連動しているため、育児期間を母親がとる場合、育児期間と重複する配慮期間は母親にのみ割り当てられる。従って、すでに育児期間が母親に割り当てられた場合、両親が共同で行った子育て配慮期間を父親に割り当てることはできない（Rentenrechtliche Zeiten 2021:143-144）。

配慮期間を母親に割り当てる場合は、子育ての申告書を提出する必要がない。しかし、父親に割り当てる場合、また、両親が配慮期間を分割する場合は両親の意見一致を表明する申告書が必要である。申告書が提出されていない場合、父親が主に子供を養育したことが証明できる場合に限って、配慮期間が父親に割り当てられる（例えば、証拠として父親が育児休暇（Erziehungsurlaub）を取得し、母親が働いた場合）。

原則として、配慮期間は申告書を提出してから有効となり、遡及的な適用は育児期間と同様に、申告書提出「2か月前まで」のみ認められる（SGB VI § 56-2）。例えば、子供が2003年4月9日に生まれ、父親に配慮期間を算入する必要があるという宣言が2003年8月25日に開始された場合、遡及割当は申告書提出前の2ヶ月間しか認められないため、育児期間と配慮期間が父親に算入されるのは早くとも2003年6月1日からで、2003年5月からの育児期間と2003年4月9日から5月31日までの配慮期間は母親に割り当てられる。

複数の子供を同時に養育する場合、育児期間は延長されるが、配慮期間は延長されないため、双子の場合は、両親が配慮期間を分割するのが有利である。例えば、双子の出生の場合（1970年4月28日）、母親の育児期間は、1970年5月1日～1972年10月31日までの2.5年で、さらに、1972年11月1日～1975年4月30日までの2.5年が延長される。母親が育児期間を全部取得する場合は、父親の配慮期間は母親の育児期間後である1975年5月1日から子供が10歳になる1980年4月27日までである（Rentenrechtliche Zeiten 2021:144-145）。

### 3) 子育て配慮期間の年金への影響

#### ① 育児期間(KiEZ)と子育て配慮期間(KiBüZ)の違い

子育て配慮期間の認定要件は育児期間と同じで、育児期間の要件を満たす一人の親に割り当てられる。しかし、配慮期間は年金受給権評価および年金額計算の際に、育児期間と同じ意味と効果を持っていない。「育児期間」は、年金保険記録において平均所得者の強制保険料期間と同様に評価され、年金額計算の際に月報酬点数（EP）「0.0833」が一律割り当てられるので、年金額を直接高める効果がある（図表5）。

「子育て配慮期間」はそれ自体が年金額に直接影響を及ぼすことではなく、子育てにより生じた保険期間の空白を埋めることによって、一般年金保険の特別な年金の請求に必要な待機期間に合算され、年金額の有利な評価につながることもある（SGB VI § 35- § 38, § 43, § 50, § 51）。一方、被保険者期間が25年以上で、1992年以後の子育て配慮期間に対しては、状況に応じて報酬点数が加算されることがある。従って、子育て配慮期間が年金額に及ぼす効果は被保険者のそれぞれの年金受給権の状況によって異なり、一概に決定することはできない（WD, 2021: 8）。



〈図表 5〉 母親年金 (MüR) ・ 育児期間 (KiEZ) ・ 子育て配慮期間 (KiBüZ)

	母親年金 (MüR) (1986年施行)	育児期間 (KiEZ) (1992年施行)	子育て配慮期間 (KiBüZ) (1992年施行)
対象の親	・ 旧西ドイツ：1921年以後生まれから (1986年年金受給者) ・ 旧東ドイツ：1927年以後生まれから		
認定条件	・ 一人の親 ・ 育児がドイツ領土又はまたは同等な地域で行われる ・ 親が年金額算定から排除されない		
子の出生	1992年 1 月前生まれ	1992年 1 月以後生まれ	子の出生年度は関係ない
認定期間	・ 子の出生月後から 1 年 → 2 年 → 2.5 年 ・ 複数の子の同時養育 期間は延長	・ 子の出生月後から 3 年 ・ 複数の子の同時養育 期間は延長	・ 子の出生当日から満10歳まで ・ 複数の子の同時養育期間は延長しない
年金法的 期間	強制保険料期間 (Pflichtbeitragszeiten)		配慮期間 (Berücksichtigungszeiten)：「長期被 保険者年金35年」「特別長期被保険者年金45 年」等の待機期間に合算 (一般待機期間には合 算されない)
報酬点数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬点数暦月上限：0.0833 (年間 1 EP)</li> <li>・ 育児期間と就業による保険料期間の合計：報酬点数の年間上限値 (Höchstwerte) まで評価</li> <li>・ 育児期間と配慮期間の重複期間：育児期間の報酬点数 (0.0833EP) のみ適用</li> <li>★1921年前生まれの親：1987年から育児給付金 (KLG) 支給。支給期間と支給額は母親年金と同じ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬点数暦月上限：0.0278EP (年間上限 0.3336EP)</li> <li>・ 条件：「待機期間25年以上」及び「1992年 1 月 1 日以降の子育て考慮期間」(2002年 1 月から適用)</li> <li>・ 対象：①配慮期間中の強制保険料期間 (就業)、又は②無職の場合は「満10歳未満の複数の子供の同時養育期間」又は「一人の子の配慮期間と同時に満18歳までの要介護子供の非営利的な介護期間」</li> </ul>

出典：筆者作成

## ② 配慮期間の待機期間への効果

配慮期間が待機期間として合算されるのは、以下の年金に限られる (一般待機期間には含まれない)：「長期被保険者老齢年金」の待機期間35年 (SGB VI § 36, § 236)、「重度障害者年金」の待機期間35年 (SGB VI § 37, § 236a)、「特別長期被保険者」の待機期間45年 (SGB VI § 38, § 236 b)。待機期間として合算される期間は、2012年 1 月 1 日からは SGB VI § 50- 5、2014年 7 月 1 日からは § 51- 3 a に基づいて評価される (Rentenrechtliche Zeiten 2021:139)。

## ③ 配慮期間の年金額への効果 (1992年 1 月 1 日以後の配慮期間)

子育て配慮期間は年金額を直接高める効果はないが、年金法的期間が「25年以上」(配慮期間を含む)である被保険者の「1992年 1 月 1 日以後の子育て配慮期間」に対しては、次の三つの状況のいずれかに該当する場合は報酬点数 (EP) が加算され年金額が高まる効果がある (2002年 1 月 1 日施行)：「配慮期間中の強制保険料期間 (就業など)」「二人以上の子供の同時配慮期間」「一人の子の配慮期間と同時に満18歳までの子供の非営利的な介護期間」(SGB VI § 70- 3)。

追加報酬点数は暦月「0.0278」(年間上限0.3336)で、平均所得による保険料期間の報酬点数の3分の1に相当する。ただし、保険料による報酬点数と配慮期間の報酬点数を合算して、平均所得の保険料点数の暦月上限「0.0833」を上回ることができない。また、育児期間の暦月報酬点数は「0.0833」であるため、育児期間には配慮期間による「0.0278」は適用できない (SGB VI § 70- 3)。

従って、3年間の育児期間終了後、子供の満4歳から10歳までに、子育てのため労働時間を短

縮し、子育てとパート仕事を両立した母親（又は父親）には、配慮期間の報酬点数「0.0278」が最大評価される可能性があり、母親が無職であっても二人以上の子供を同時養育した期間には、平均所得による保険料点数の3分の1に相当する報酬点数がつけられる。

例えば、被保険者の待機期間が25年で、1990年5月5日に双子が生まれた場合（二人以上の子供の同時配慮期間）である。子供は1992年前生まれなので、育児期間は「1990年6月1日～1995年5月31日まで」（60か月：2.5年×2人）で、育児期間の各暦月のEPは「0.0833」である。配慮期間は「1990年5月5日～2000年5月4日まで」であるが、配慮期間の報酬点数は1992年1月1日以後の子育て期間から適用されるため、育児期間が始まる1990年6月1日前の配慮期間「1990年5月5日～1990年5月31日」は配慮期間の報酬点数（SGB VI § 70-3a）が適用できない（DRV, Rentenrechtliche Zeiten : 2021 : 17）。

## 終わりに

ドイツの公的年金保険では子育て支援制度として1986年に育児期間（母親年金）が施行され、子供の出生後から1年間の育児期間が強制保険料期間として認められた。1992年年金改革は子育て支援に対する画期的な変化をもたらした。1992年以後生まれの子供の育児期間が3年間となり（KiEZ）、年金法的期間に「配慮期間」を新たに導入し、子供の満10歳までの子育て期間は配慮期間（KiBüZ）として認定されるようになった。

子育て配慮期間の認定要件は育児期間と同じで、育児期間の要件を満たす一人の親に割り当てられるが、年金受給権評価および年金額計算の際に、育児期間と同じ意味と効果を持っていない。育児期間は強制保険料期間として認定され、年金額を直接高める効果があり、年金月額計算の際に平均所得者の強制保険料期間と同様の報酬点数が一律割り当てられる。育児期間は子供の出生年度が1992年前後により、認定期間には差があるが、2人の子供を養育するだけで、標準老齢年金の受給権を得られる。

一方、子育て配慮期間は、年金額に直接影響を及ぼすことではなく、子育てにより生じた保険期間の空白を埋めることによって、年金保険の特別な年金の請求に必要な待機期間に合算され、年金額の有利な評価につながることもある。一方、被保険者の年金加入期間が25年以上で、子育て期間が1992年以後である場合、「子育てのため労働時間を短縮し、子育てとパート仕事を両立した母親」、または「就業しなくても二人以上の子供を同時に養育した母親」には、平均所得による保険料点数の3分の1に相当する報酬点数が加算され、年金額が高まる効果がある。従って、子育て配慮期間が年金額に及ぼす効果は被保険者のそれぞれの年金受給権の状況によって異なり、一概に決定することはできない。

## 注

- 1) 老齢年金の平均月額（2020年7月基準）は平均989ユーロで、旧西ドイツ地域では、男性1,182ユーロ、女性774ユーロ、旧東ドイツ地域では、男性1,123ユーロ、女性1,058ユーロである（DRVb, Aktuelle Daten : 2022）。
- 2) 「旧法」が引き続き適用される対象は、①配偶者が2002年1月1日前に死亡した場合、または、②配偶者が2001年12月31日以降に死亡したが、2002年1月1日前に結婚しており、かつ、少なくとも1人の配偶者が1962年1月2日前に生まれた場合である。
- 3) 子供を養育する親が通常海外で子供と滞在し、育児期間中または子供の出生直前に現地での雇用または自営業の就業による強制保険料期間がある場合、ドイツ連邦共和国の領土での養育と同等である（SGB VI § 56-3）。
- 4) 親が加算期間から排除されるのは、「養育期間または子の出生直前に、ドイツ領土での雇用または自営業活動が時間的に制限された派遣である場合」「国家間または国際法の規定、または国際機関の職員に該当される規定に基づき、強制保険の規定が適用されない場合」である（SGB VI § 56-4）。
- 5) 任意加入者の2023年からの毎月保険料は、「96.72～1357.80ユーロ」の間で自由に選択することができる。（DRVb, 21. Dezember 2022）。
- 6) 寡婦(夫)年金の場合、2001年の遺族年金法改正（2002年施行）により、2002年以後の新法が適用される寡婦年金受給者の「満3歳までの子供の養育期間」には養育手当（Kinderzuschlag）が加算される（DRVb, Nr. 202 : 2022 : 11）。
- 7) 保険料査定限度額は、年金保険料を計算する際に考慮する賃金や報酬の上限額で、これを超える収入については、保険料を支払う必要がない。2023年1月1日からの保険料査定限度額は、旧西ドイツでは月額7,300ユーロ（年額87,600ユーロ）、旧東ドイツでは月額7,100ユーロである（Bundesregierung HP）。
- 8) 「瓦礫の女性」は、第二次世界大戦後の廃墟の瓦礫を片付け、町の復興に従事した女性を呼称する。多くの男性が死亡または捕虜になったため、この記念碑的な仕事に女性が多く雇われた。

## 参考文献

Bundesministerium der Justiz (BMJ) & Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch (SGB) Sechstes Buch (VI), Gesetzliche Rentenversicherung

Bundesregierung HP, Neue Beitragsbemessungsgrenzen für 2023

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVb), *Rentenpakt: Fragen und Antworten*, Auflage Nr. 121, Nov. 2018

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVb), *130 Jahre gesetzliche Rentenversicherung*, 2019

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), *Rentenrechtliche Zeiten*, 25. Auflage, 2021

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), *Hinterbliebenenrente: Hilfe in schweren Zeiten*, Nr. 202 (16. Auflage), Juli 2021, Nr. 202, 17. Auflage, Juli 2022

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), Aktuelle Daten, 2022

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), *Kindererziehung: Ihr Plus für die Rente*, Nr. 402, 16. Auflage, April 2022

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), Änderungen in der Rentenversicherung ab 1. Januar 2023, 21. Dezember 2022

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRV), *Grundrente: Zuschlag zur Rente*, 2 Auflage, Nr. 210, Juni 2023

Wissenschaftlichen Dienste des Deutschen Bundestages (WD), Berücksichtigung der Kindererziehung in der gesetzlichen Rentenversicherung, WD 6-3000-025/21, 30. März 2021

謝辞：本研究は、2022年度筑紫女学園大学特別研究助成費による研究成果の一部である。

(ベ・ヘション：アジア文化学科 教授)